

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間 (令和5年5月8日～)

- ☆ 出席停止基準：発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ☆ 症状が軽快したとは・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
そのため、「症状が軽快した日」によって、出席停止期間は延長することがある。(発症後5日目以降に軽快した場合(例5))
- ☆ 発症日(発症当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日である。
そのため、病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要である。(保護者と要相談)

		発症日 (発症当日 0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症翌日から5日を経過した後				
								発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目	
小・中学生	例1	発症後1日目に 症状が軽快した 場合	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後4日目				
	出席停止								登校可能			
	例2	発症後2日目に 症状が軽快した 場合	発熱等	→	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目				
	出席停止								登校可能			
	例3	発症後3日目に 症状が軽快した 場合	発熱等	→		軽快	軽快後1日目	軽快後2日目				
出席停止								登校可能				
例4	発症後4日目に 症状が軽快した 場合	発熱等	→			軽快	軽快後1日目	軽快後2日目				
出席停止								登校可能				
例5	発症後5日目に 症状が軽快した 場合	発熱等	→				軽快	軽快後1日目	軽快後2日目			
出席停止								登校可能				

- ☆ その後は、「症状が軽快した日」によって、出席停止期間が延長されていく。
- ◎ 「無症状の感染者」の出席停止基準：検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。